

# 平成24年第14回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年11月8日（木曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
17番	東口 正美 君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君
主事	吉川 和宏 君		

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午前10時 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第14回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

---

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

本日は、4、議会運営にかかわる諸経費のア、議員定数と議員歳費の適正規模につきまして引き続き議論を行います。

前回までの議論の中で、議員定数につきましては御意見をいただきまして取りまとめを行わせていただきました。その後、議員歳費の問題につきまして御意見をいただきましたけれども、取りまとめに至っておりませんので、この議員歳費の問題につきまして引き続き御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 前回も幾つか意見も出ていますと思いますけども、私も前回皆さんもこの現状維持が適正でないかということでお話があったように思いますけども、私も今の現状維持で行くのが今のところベストな選択ではないかなと思っております。

その根拠としては、一つが、普通お仕事をされているときには、例えば東大和市に本社があって、そこから新宿のお取引先に行くときには新宿のお取引先に行くための交通費だとか、それから時間帯によっては昼食費だとか、それから場合によっては名刺代だとかいろいろな会社の活動をするための費用というのは全部会社持ちで持っていていただく。その上で、別途自分の家庭を守るための生活費ということで給料をいただくという形が普通の会社員の方だと思うんですけども、私たち議員の場合は、どちらかという、歳費の中で家族の生活費も賄うと同時に、私たちの政治活動費も結構賄っているのが現状ではないかなというふうに思っております。ちなみに私も名刺から何から全部自分持ちでやっておりますけども。

そういうことを考えたときに、今の歳費、これで私自身もとんとんというか、きゅうきゅうでやっているところがありますので、これで行くのが今のところいいんじゃないかと。

もう一つ、ついでながら言いますと、要は前回のときも別の案件でちらっと言わせていただきましたけども、私たちがどんだけ歳費に見合ってる活動をしていくというその活動をしっかり見せていくことが大事なんであって、要は、それなりの見合った活動を私たちはやっているんですよということをしっかり見せていくということが要点ではないかなというふうにも思っております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 御殿谷さんのおっしゃっている意見というのは、ほぼ同意見ではあるんですけど、1点、報酬というのは生活を守るための、生活はこれだけかかりますからこれを保障しますというような考え方、現実的にはそういう部分かもしれませんけれども、報酬を語るときには、やはりパフォーマンスというか、どういう仕事をしたらどうお金をいただくというのが報酬というものの考え方だと思うので、私たち、一般的な社会ではこの一つの業務に対して幾らの価値があるからそれを払うという考え方で報酬は決められていて、その人の生活を守るためには幾ら必要だからというような基準で決まるということではないと思うので、現実的に市議会議員というのはほかの仕事を持ってもいいというような立場になっていますけど、ほとんどうちの議会でいうと、ほかの仕事を持たずに議員活動に集中されている方が多いので、実際問題はその報酬で生活をしているということになるとは思いますけれども、報酬を語るときに、議員の生活を守る

ため、じゃ、例えば子供が何人いて大学に行かせるとか、そういうような逆算的なことではなくて、こういう仕事をするからこういう報酬なんだという考え方で今後、今回は現状維持というところが私もベターというか、部分だとは思いますが、今後、報酬を語っていく上で、どういう仕事を市民が議員に期待をしていて、それだけのことをやってもらうということはこういう価値だよ。もしくは市民がわかり得ないようなことを代表して調べるであるとか、法律的なことを知識をつけるだとか、そういうことを期待されているからこういう費用がかかるよねとか、そういうような観点で今後、皆さんもそうだと思いますけれども、現実的なところではなくて、報酬を語る時にはパフォーマンスと比較したところで語っていただけたいのかなと思いますし、それは先ほど御殿谷さんおっしゃったように、もうちょっと透明性を高めて、こういうことを議員がやっているんだということで、市民の方の理解というものも深まると思いますし、もうちょっと発展的な意見も出てくると思いますので、今回は現状維持でベターですけども、先ほど言った生活を守るためというような考え方ではなくて、今後語っていただけらなと思っています。

○委員（中村庄一郎君） 報酬の件でございますね。前回のときにも、我々の報酬という部分の報酬額というのは、特別職の報酬審議会等々でも検討されているということでもあります。その中で、ちょっと私も過去に報酬審議会を3年間させていただいた中で、ちょっとひといてみた過去の資料の中を見ますと、これは平成5年、6年、7年と3年間お世話になっておりましたときの、これは5年のときの資料でございますけれども、市議会議員の報酬について——「市議会は市の立法機関として、また行政のチェック機関として機能しているものであり、議員は市民から公選により選ばれた非常勤の特別職であります。市議会議員は旧来、名誉職的な性格を強く持つ傾向にあったことは否定できませんが、近年における行政の多様化、複雑化等も相まって、より専門性や公益な見識を要する重要な職務であります。このため、職務を遂行していく上で情報の収集や調査研究、市民との連携調整等に費やす時間等は、以前と比較にならないほど大幅に増加しており、いわば常勤に近いものとなっております。当審議会は、議員の報酬の検討に当たって、以上のような議員活動等の実態や職責、また近隣市等との均衡、さらに当市の財政力をも考慮した報酬額とすべきであるとの結論に達しました。なお、改定率については職員の平成4年度における給与改定率、それから定期昇給率等を勘案し見直したものであります。」、というふうなことなんです。

要するに、ここにまさに我々市議会議員の報酬というものはきちっとうたわれているわけです。それに対する答申の文書であります。

また、答申の基本的な考え方、こちらであります。

自治省は、昭和36年の通達で地方公共団体における特別職員の給与の改定に当たっては、国における特別職の給与改定、各地方公共団体における特別職職員のここ数年来の給与改定の経緯、他の地方公共団体との均衡を保つよう通達をしておると。

当市は、昭和45年に市制が施行されて以来、さまざまな事業が実施され、成果を上げていることは承知のとおりであります。しかし、当市はまだまだ発展途上の市であり、市民からの行政課題も山積みしており、行政に対する期待、要望は今後とも増加の傾向にあることが伺えます。このような状況において、諸施策を計画、実施していくためには、特別職職員の職務の複雑性、困難性、責任性等を十分に考慮し、これらの職務内容と報酬額を常に見合ったものとするのが望ましいと考えますが、当市の財政力、類似他市の状況等もあわせて勘案し、額を定めることが必要であると言えます。また、当市における一般職員の平成4年度の給与改定は、国家公務員に対する人事院勧告率2.87%及び東京都人事委員会が都に勧告した勧告率2.9%を参

考に2.9%の改定がされておりますということです。あと文言たくさんあるんですけども、要するに、特別職報酬審議会の中でこれだけのいろいろな審査過程を経て我々の報酬というのは決められてきているわけですね。

ただ、我々、議員というふうな、ある意味、特別職の中でも特別な立場の人間でありますから、それはやっぱりその都度、ただ場合によっては、ある意味、政策の中で極端な変動があるなんていうことをしようなんていう思いのある方も出てくるやもしれませんが、一応我々の報酬の規定の中ではこういうことがあるということでもありますので、その中で私はそれを順当に進めていくこと、これが議員のまず基本的なところの立ち位置ではないのかなというふうに思っている次第でございます。

○委員（床鍋義博君） 私も今中村委員が言われたことに賛成です。やはり客観的な見方ということが必要で、もちろんこの議員の中である程度、もちろん議員の報酬のことですから、意見を交わすということは重要だと思んですけども、特別職の報酬審議会というところでやはり客観的な指標をもってそこで議論されたということを踏まえて議論するのではありません、その都度その都度、世の中の情勢によってすごく、報酬金額がぶれてしまうと、安定性といいますか、きっちりとした仕事をするという上で、やっぱり報酬というのはある程度安定していなければ、私は職務を全うすることはできないと思いますので、先ほど和地委員のほうから、それは生活を守るためというのはちょっと抜きにしてという話も出ましたが、私はちょっとそこら辺はやっぱり議員も市民ですから、ある程度の生活とかそういうところもやっぱり考慮しなきゃいけない。

ただ、その中で昔から比べると言ったらちょっと失礼かもしれないんですけども、議員の職責というのは恐らく増しているんじゃないかな、世の中のことがすごく複雑になってきて、多様性が出てきている中で、職責が増している中で、議員報酬はどんどん下がっていくような感じになっていくような風潮はどうかというのの一つ思っております。

それと、もちろんそうは言いつつも、市の財政ということの絡みもありますので、そこは踏まえて考えていくことが必要だと。だから、それを総合的に考えると、やはりこの場ですべて議員報酬が高いのか安いのかということ議論することはすごく大事なんですけども、その最終決定をゆだねるところを我々自身が決めてもいいものなのかなということは考えます。

それと同時に、また我々自身も過去に特別職の報酬審議会等の資料等をもし、議会のほうにはないようでしたら、持っていらっしゃる中村委員もいらっしゃいますので、そういう方から少し見るとかそういうことも必要なかな。そういうところを踏まえて議論しないと、一つの方向に行ってしまうような気がしますので、もし議会のほうでそういった過去の資料をそろえられるのであればそろえてほしいですし、ないのであれば、またそういう、特別職報酬審議会の資料ですよ、そういうようものがあれば、すごく昔のもので、もし保有期限というんですかね、それが過ぎているものであれば、もしかしたら破棄して、ないのかもしれないんですけども、あるのであれば、それは今どうなんですか。前回聞きましたっけ、ないということでしたっけ。

○議会事務局長（石川和男君） 詳しくは報酬審の会議録ということになりますけれども、基本的には原則公開だというふうに認識しておりますので、そちらのほうの部署について求めて、その会議録を、保存年限等もはっきりしたところはちょっとわかりませんが、その辺のところも含めて所管部のほうに話を通してみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） それでは、前回に引き続きまして、議員歳費の適正規模ということについても、種々御意見をいただいてまいりましたが、おおむね定数の問題と同様で、さまざまな角度で御意見がございましたけれども、結果的には現実維持でやむを得ないのではないかということで、皆様の御意見だというふうにとめております。

また、前回までの御意見としては、市議会の人材を確保していくという意味では、また議員の活動を活発化、活性化していくための保障という視点で見るときには、報酬の増額も必要ではないかという御意見もありましたが、現実的にはそこまで踏み込んでいくところまで至らないのではないかというような御意見もあったというふうにとめております。

これらの御意見を踏まえた中で、この議員歳費の適正規模についても現状維持ということを中心に御意見を取りまとめたというふうと考えておりますけれども、ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、この項目につきましても、今申し上げたポイントを踏まえながら取りまとめをさせていただきたいと思っております。

---

○委員長（中間建二君） それでは、続きまして次の項目に移らせていただきます。

イの政務調査費のあり方のところでございます。1巡目の議論のときには、金額については現状どおりとするということで合意がなされました。

一方、使途基準については、現在の基準が決定した経緯等を踏まえながら協議を継続していくというところで取りまとめがなされてございます。

この2巡目のたたき台の正副での御提案といたしましては、先般、情報提供させていただいたとおり、国会におきます地方自治法の改正に伴って、政務調査費の名称が政務活動費という形で変更されるということが、法律改正がなされております。この点については、速やかな条例改正が必要なことから、代表者会議で情報提供がなされ、今議論が代表者会議の中でスタートしたところでございますので、この特別委員会の中でこのあり方について議論を重ねる前に代表者会議で結論を出し、来年度の定例議会の中で条例改正の提案もしていかなければいけないという差し迫った状況でございますので、その点も踏まえつつ特別委員会での御意見を承りたいと思っております。

また、代表者会議の中では、特別委員会の中でも議題設定をされているので、この政務調査費が政務活動費に名称変更がなされ、使途の拡大も、法律上は使途の拡大ができるということにはなっているわけですが、そのそもその政務調査費の使途基準の緩和といいますか使い勝手につきましては、特別委員会の中でも皆様議論は継続してまいりましたので、皆様からの御意見として承る中で、報告書の中には盛り込んでいきたいと思っておりますので、この法律改正の部分については代表者会議にもう既にゆだねて議論が進みますが、使途基準の問題については、この委員会の中で御意見をいただくということで継続しておりますので、きょう、皆様のほうから御意見がありましたら取りまとめを図っていきたいと考えておりますので、御意見のある方は御発言をお願いしたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 当座は急いで法改正に基づく対応をしなくちゃいけないということですので、それは代表者会議で。今度の議会に出すということになるんですか、3月議会なんですか。来年度から急いで実施しなくちゃいけないということで、それはその扱いでやっていただかないと対応できないということになる

と思いますけれども、意見としては、私、1巡目で実際に非常に交通不便地域へ行って、バスも余り走ってないようなところでレンタカーを借りたけども、それは今の状況では政務調査費が充てられないということで自分たちで出していったというような話を、そこら辺もう少し見直すべきではないかと。実際に必要なもの、使ったものについて使用できるように見直すべきではないかというような意見を言いました。

私は政務調査に関して、実際に必要なもの、使ったものについては、きちんと対応できるような改正が必要だというふうに考えていますけれども、今回の法改正で政務調査費以外でその他の活動にも使用できるというような法改正がされたようでは、私はあくまでやはり額からいっても1万1,000円なので、その他の経費に使う余裕はないと思いますけれども、使途についてやはり政務調査に限定をしていくと。やはり市民の皆さんから理解を得られる使途に限っていくということでやるべきなんではないかというふうに思っています。

それから、もう一点は、ちょっとこれは1巡目で出さなかった話なのであれですけど、まあ意見としてですけれども、政務調査費、今東大和市では領収証も全部つけて、こういうものに使ったということがわかるような形で使っていますし、事務局からも厳格なチェックを受けているということなので、何も新聞報道で他の自治体で行われているようなおかしな使い方はないというふうに認識しているわけですが、これが公開されていないということで、実は議会広報委員会で視察を2つの自治体から受けたときに、関係ないんですかということで政務調査費の公開はどうなんですかみたいな質問もされまして、いや公開されていないんですという話になったりしたんですけれども、改めてやはりこれはきちっとした使い方もしているわけですし、情報公開条例に基づいて請求しないと出てこないということではなく、公開していく、ホームページやそれから請求があれば議会事務局でも閲覧してもらいなり、どういう形でお渡しするのかあれですが、そういう措置はやはり市民の理解をえるためにも努力すべき問題なんではないかというふうに思います。

○委員（関野杜成君） 尾崎委員の、そっちの公開という部分に関しては、私もそういった形でやったほうがいいのかというふうには思っております。

ただ、あと対象経費というところで、各議員間というのか、会派間というのか、認識の違いがあるのかなというふうに私思っています。以前、私も前期のときに会派を組ませていただいて、四国のほうに行かせていただいていたんですけれども、今尾崎委員が言ったレンタカーの借り上げ、私そこではレンタカーを借りたんですね。そういう意味では、政務調査費で借りたというような経緯が私の中にもありますし、先日、代表者のときにもらった対象経費というところで、調査旅費というところの現地調査及び研修視察に要する経費（交通費、宿泊費、自動車借上料等）と書いてあるんですね。そういうところで、今の話を聞くと、個々によって解釈の仕方が違って借りられるの、借りられないのかというところが出てきているのかなと。

これを言った理由というのは、私、議員になってすぐにいろいろ印刷をしたいというところで、インクを買いたいんだというようなことを言ったらだめだと言われたんですね。ただ、ほかの会派のほうのもたしか見て、たしかインクってあったような気もしたり、インクを使っている会派もあったり、結局、だめだと言われたものがほかの会派では使われていたりとか、結局はそれがいいのか悪いのかというよりも、認識が一致してないのではないかなというところがありまして、もうちょっとその部分は認識を一致させて、皆様が、もともと使えるものなのにもかかわらず使えないというふうに認識をしまうと、せっかくいただいている使われるものが使えなくなってくるというところがあるので、その認識を統一するために、もう少

し細かくというのか、そこら辺を紙媒体でちゃんと出したほうがいいのかなというふうには私は思っております。

それと同時に、ちょっと今回、私、資料で本を買おうと思ったときに高額な金額で、2万円超えるか超えないかの金額だったんですけども、この場合についても、本は1万円以下のものじゃないといけなとか、そういう何かルールがあるみたいで、私ちょっと知りませんで、実際それ自体が1万円以下じゃなきゃいけないということになったときに、例えば自分で半分を出して、その1万円分は政務調査費で出せるとか、またはその資料——もちろん漫画とか娯楽のためのものではなく、ちゃんとそういったものということでの認識になるのであれば、金額をもう少し上げてもいいのかなというふうには思っております。

何にせよ、今ここでちょっと話ただけでも政務調査費の使い道の認識の違いが出てきておりますので、そういうものの認識の統一をするために、もう少し細かく、等という形で出すのも一つですけども、細かい数字も出していったほうが皆さんがわかりやすいのかなというふうには思っております。

○委員長（中間建二君） 今の使途基準の緩和のところでございますので、議員の手引の125ページのところには、東大和市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の中で別表で政務調査費使途基準の対象経費が明確に記されております。

また、次のページには、対象外経費として、この8つの項目については明確に対象外ですということが記載をされておりますけれども、今の関野委員の御意見も踏まえまして、またこの別表も確認をいただきまして御意見をいただきたいと思っております。

○議会事務局長（石川和男君） 政務調査費に当たりましては、今御指摘の委員から出た内容は多々あるかと思えます。というのは、この政務調査費をスタートするときに、当時、議員の皆様方で行財政調査委員会を立ち上げて細かいところを議論していただいたというふうにも伺っております。会議録も残っておりますが、そうした中、結果としては、今委員長がおっしゃっていただきましたように、その条例施行規則に対象経費はこういうものと、対象外経費はこういうものと、このような基準だけしかございません。このような現状があるというのは承知しておりますが、個々においては、これはどうだろうということで、議員の皆様方からお話があったときに対応している現状でございます。

例えば、自動車借上料等という中で、レンタル料とか、そういうところも含まれますし、例えばガソリン代というふうなことについては、燃料費については、説明責任が最終的に議員に求められますが、例えばガソリン代というふうに一概に言っても、ある日にここからあるところまで行った場合に公務で行って、私用の部分も一日の中にあるかと思えますけれども、そういうところの説明責任がはっきりできないような内容についてはなかなか難しいのかなという現状はあります。

市の議会によっては、一律に金額幾らとかそういうふうな基準を設けているところもございますが、現状はそういうところがあります。

はっきりした基準というか領収証、これはこういうところで使いましたというものがあれば、それが責任になろうかなと考えております。

それと、個々のものについては、一つ一つ対応させていただいているんですが、例えば備品については対象外経費というふうになっております。先ほど書籍の購入について1万円というふうなお話があったかと思えますが、例えば備品になった場合には対象外経費ということがあったので、その辺のところのやりとりをお話しをさせていただいたのかなというふうには認識しておりますが、さまざまなケースがございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 今説明もいただきましたが、結局のところ、政務調査費、今後は政務調査費という形じゃなくて政務活動費というふうになんか名前が変わりますけれども、どちらにしろやはり議員が必要とするものであって、その議員が報告書だったりそういうものをすべて書いていきますし、ある程度の基準というような形をつくった上で、あとはもうある意味、その議員の資質にお任せするというような形しかないのかなというふうにも私は思っております。

説明責任というものに対しても、もちろん市民からそういうものを言われた場合については説明するのは義務でもありますから、そういうところに関しては、議員個人個人でやっていただければと。ただ、その個人個人でやるところでの一定のルールというか基準というものが無いといけないのかなというところで、ちょっと先ほど言わせていただいたんですけども、ガソリン代とかそういうことであれば、現状のこのものを踏まえて、例えばリッター何キロとか、そういうもので計算をしていくとか、そういうような、そこまで細かいのを決めるべきかというところが出てくるかもしれないですけど、そういった議論も必要なのかなと思っております。

私、この政務調査費については、やっぱり対象となる経費、対象とならない経費というところで、対象となる経費という部分でもう少し広げたいなというふうなことを思ってこれ出させていただきました。ただ、やはり広げる前に、まず実際に、これは実際は使えるものだ、でも、今までは使えてなかったとか、そういう先ほど言ったように、認識の違いというところがあるんで、その認識を統一した上で広げるなら広げる、現状のままで、それも大丈夫なんであれば現状のままで行くというふうな形で話し合わないとか、ちょっと単純に広げるというふうになってしまうと、必要以上のものということにもなりかねないので、詳細にはならないと思うんですけども、この使途基準からもう少し一段細かいような形のものをつくればいいのかというふうにも思って提出させていただきました。

○委員（関田正民君） 今関野さんが言うように、今の現状じゃちょっと使い方が狭いと思うんですよ。だから、ここで意見を出して、みんなでこういうふうにして、こういうふうにしてという意見を出すべきだと思うんですよ。幾ら使い方がどうの、見解の違いだといっても答えにならないわけですから、みんながここでもって、いやガソリン代も欲しいんだとか、いや新聞代も欲しいんだとかいろいろあると思うんですよ。みんな意見出してもらって、その中で拾ってあげたいことであって、それで代表者会議へかければいいことであって、ただここで漠然と意見しても、全然前へ進まないから、だからもしガソリン代が欲しいんならガソリン代をくれよとか、そういうのをやっぱり出すべきだと思う。そうしましよ、この場合は。基準が違った、見解が違ったって、全然空回りって何の答えも出ねえんだから。

○委員長（中間建二君） ですから、別表で今対象経費と対象外経費ということが明確に書かれておりますので、これに沿った形で、じゃ例えば対象経費の中に加えるような必要性があるものがあるのか、対象外経費の中でこれについては状況的には削除すべきではないか、対象外から対象経費として認めるべきではないか、そういう具体的な確かに議論なり意見がないと、やみくもに広げるとか任せるといふわけには当然いかないうわけですから、その基準、対象経費、対象外経費で今明確に記載されている中で、もし変更する必要があるとすればどういうふうに変更していくべきなのかということ、御意見をいただければと思います。

○委員（関野杜成君） 確かにその部分での議論をしたほうが良いと私は思うんですけども、先ほど私のほうで言わせてもらったように、私が議員になる前にこれ、たしか議員になった直後なのかという形で決まっ



ている規則だと思うんです。

ただ、その中で、「平成13年」と呼ぶ者あり）平成13年ですから、結局、その後、13年以降に私がある意味、先ほど言わせていただいた印刷をするためのインクというものを言ったときには使えないというふうにはなったわけですよ。だけでも、それから数年がたって、後で調べてみたら、ほかのところではそれは使えているわけですよ。その時点で何で変わってもいないのに使えないと言われたものが使えるようになってくるのかというところが、やはり認識の違いになってきているというところがあるんで、意見としてこれもあれもというのはいいんですけども、それを出す前にどこまで使えるのかというのをもっとちゃんと出していくべきなんじゃないかなということでもちょっと意見を言わせてもらっています。

○委員長（中間建二君） 今の、要はこの対象経費の中に例えばインクということは確かに書いていないわけですよ。だけでも、例えば同じインクを使うのでも、資料作成費の中の資料作成に要する経費としてのインク代という考え方と、それから対象外経費としての中であります政党活動なり選挙活動なりという中に入るようなインク代なのか、それがだから、どこにかかってくるものなのかという、その内容について当然そこで変わってくるわけですから。

○委員（関野杜成君） いや、もちろんのこと、対象外経費の中に入っているものに対してのインクを使うわけじゃなくて、資料をつくったりそういうものをやるときのインクということでお伝えをした上で、それは使えないと言われたんですよ。だから、そうなってくると、結局、そのときの内容だったり解釈によって使えるものだったり使えなかったりというものが出てくると。だから、その部分でもう少し細かく書いたほうがいいんじゃないかというのが1点と、じゃ何かということとなったとき、先ほど言わせていただいたように、図書購入費というところの金額ですよ。その金額に関しては、できればもう少し上げていただくか、そういった形をとってもらえれば。

○議会事務局次長（長島孝夫君） いろいろさまざま御意見ありがとうございます。

今関野委員さんおっしゃった図書の部分でございます。最近、お話をいただきました図書、カタログをいただきましてお話をいただきました。たしか記憶では2万3,000円ぐらいの図書をということでお話をいただいたかと思ひまして、実はそれが今回は政務調査費として難しいというお話をさせていただきました。

その理由は、対象外経費に備品の購入に要する経費ということでございます。図書につきましては、今現在基準がございまして、東大和市の基準でいきますと、1万円を超えるものは図書におきましても備品扱いと、例えば年度版というものであれば別なんです、通常の図書については1万円を超えると備品扱いということがございまして、それで1万円未満であれば図書、大丈夫なんです、そこでお話をちょっとさせていただきます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 今のように次長からも言われて、今回はどうしようかなと。ただ、先ほど言わせていただいたように、例えば1万円はそういうふうに出ささせていただいて、足りない1万3,000円というのを自分のお金でとか、そういうことは可能なかどうかというのもやはり考えていきたいなと思ったんです。

なぜかという、その一つに対しては2万3,000円ですけども、例えば毎月発行されるようなものというの、以前、私、会派を組んでいるときに買っていました。でも、それは年間で5万4,000円かかっているんですよ。合計金額だけ、1冊としての見方をすると2万3,000円だからというような形かもしれないですけども、結局、それになったときには年間で5万4,000円かかって、それはオーケーだけれども、こっちはだめ

というところが、私の頭ではちょっと、うん、という数字分けができない部分があります。

そこが図書購入というものじゃなくて、それが備品だというふうになってしまう。1万円を超えると備品という、そのくくりというのが正直、ちょっと私の中では同じ資料としてやはりそういうものを見たいという考え方で今回、買おうかなというふうには思っておりましたんで、それが備品だという扱いになるところがちょっと私の頭では処理ができないというところではありますね。

○委員（関田正民君） そういうことを変えるために議論しているわけだから、出しましょう、案を。よかつた悪かつたじゃなくて。だから、変えるようにしましょうって提案すればいいんですよ。

○委員（関野杜成君） いや、なので、さっきも言ったように、それを2万円とか3万円とかというのもオケにするような形でやったほうがいいんじゃないかというのは、一番初めに言わせていただいておりますけれども。

○委員長（中間建二君） それでは、ほかにございますか。

○委員（尾崎利一君） なかなか難しいというか、十分な、さっきの自動車借上料についても、じっくりひざ突き合わせて相談したわけじゃないのであれなんだけど、要するに、ハイヤーか何かを想定していて、レンタカーの場合はガソリン代がどうかこうとか言われたような気がするんだけど、ちょっとはつきり覚えていないんですけども、これは充てられないんだという説明を私は受けて、私会派視察のときにそれは外したという記憶なんですよ。

あと、今関野委員のお話でちょっとあれと思ったのは、定期刊行物はだめなんじゃない、毎月出るような定期刊行物は対象にならないというふうなことも言われたような記憶があって、そこら辺も含めて、ちょっとここにあるだけでこれを増やせ、あれを増やせといってもなかなか言いづらいというか、もう少し詳しく熟知しないと意見も出しにくいのかなど。要するに、そういう基準がもう少し、関野委員も言われましたけども、これは今までのいろんな積み重ねがあって、この文書の理解もいろんな理解があるんだと思いますので、ですから、合理的で実際に必要なものについては、政務調査に限ってはきちっと使えるような形で整理をする必要がある、一般的な言い方以外にちょっと私は言えないんですけども。

○委員長（中間建二君） 関野委員のほうから図書購入については、今市の議会のほうではここに、施行規則の別表で定めてあること以上のものは、議会の中では決めておりませんが、事務局のほうでの事務執行の取り扱いとしては、東大和市全体の使途基準に基づいて、我々の政務調査費の費用に対しても扱いをされているという中で、先ほど図書については、市の基準では1万円を超えるものは備品扱いになるので購入できませんよという話になったということでありました。

それで、関野委員のほうから、例えば図書購入費については金額の上限を決められないかという御意見がありました。

それから、尾崎利一委員のほうでは、例えばレンタカー代を一つの例にして、それは金額云々というよりも調査旅費という中におさまるかどうかということ、ただその都度その都度、これは判断するしかないわけですよ、どういう事情でどういうふうにするのかということ、ただその都度その都度、これは判断するしかないわけですよ、初めからレンタカーはいいとか悪いとかということには当然ならないわけですから、そこを、使途基準の緩和といったときにやはりどういうふうに考えていくのか。スタートの段階で申し上げたように、ここで最終的に結論が出るという話では当然ないわけで、最終的には代表者会議にゆだねる形をとらざるを得ないわけですけども、特別委員会の中での意見としては、2つ事例が挙げられた中で、今より詳細に決めていったほうがいいんじゃない

ないかということの御意見と、それからもう一つは、東大和市議会ではきちっと領収証もつけて政務調査費の報告を毎年届けてるので、それについては基本的には議会の側から公開をしていくという形をとるべきではないかと、この2つが今のところ、おおむねの御意見というふうに受けとめておりますけれども、そのほかに何か。

○委員（床鍋義博君） 政務調査費が政務活動費になったということで、多分予想と言ったらおかしいんですけど、これ今まで使い勝手が悪かったんで、これをどこで線を引くかというのは多分いろんな議会でもめていたと言ったらおかしいですけど、各議会でも違うと思うんですよ。うちの議会でも見解が違うし、他市だったらもっと違うと思うんですね。それによって政務活動が制約されるということが一番いけないわけで、私の場合だと、サラリーマンから議員になったわけなんで、今のところ、議員になってからの支出というのはすごくわかりやすいんですね。今までサラリーマンで全くかかっていたものがかかるということで明確にすごくなっているんです。

それと考えると、今この対象外経費の中で関野委員もおっしゃっていましたが、備品の購入に該当するからだめだとかというのって、議員になったから発生する備品って結構あります。先ほど御殿谷委員も申しましたが、名刺なんていうのはやっぱり会社経費で賄われるものですし、それを考えると、やはり政務活動費というものが広く認められる方向というのは間違いはないんだと思うんですね。

今対象外になっている中でも、ざっと見た限り、頭に政務活動のために必要な例えば備品購入に関する経費というのを全部認められるような気がしますし、そうすると、ある意味、規則というかこういう项目的にはやっぱり枠としてざっくりしたものにならざるを得ないのかなと。それを今度、詳細に一つ一つ決めていくというのは、今の段階ではちょっと難しいのかな。逆に言えば、今度、禁止事項のほうが、これだけはだめだよというふうに出していったほうがわかりやすいというふうには思っております。

それが今現実的にこの中でどれかという、頭に政務活動費とつけば全部認められそうな雰囲気もありますけれども、少なくとも飲食費とかレクリエーションに関するところはないのかなと思いますけれども、これも飲食費は難しいところで、例えば議員としてどこかに出席しなきゃいけない、それに飲食が伴った場合の、じゃ参加費は幾らに、それはどうなのかってなると、これは通常、サラリーマンであれば会社持ちの経費というのがほとんどなので、その分に関しても飲食の一部も当たるんじゃないかというふうにも考えられます。

だから、その都度その都度の今度判断になってきて、それがまた蓄積していくことによって、これが妥当性があるのかないのかという判断になっていくのかなと。それに伴って、尾崎利一委員がおっしゃったように、公開することでそういうことが少し高まっていく、これはちょっと違うんじゃないのというのが出たら、いや、やっぱりこれは政務活動費として認めるべきじゃないねというふうに、もちろん議員のほうでは、議員でありますからもちろんそういうところも踏まえながら、支出の請求をしていくべきなんですけれども、そういうところから、もし仮に逸脱するようなことがあっても、そういうチェック機能があることで、だんだん適正化していくんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時 4分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（和地仁美君） 今皆さんのお話を聞いていて2点思ったんですけど、まず、図書購入費の件の金額の備品の話があったかと思うんですが、例えば女子トイレにも備品というものがあって、備品のシールが張ってあって、管理する課は総務課で、備品の種類が何の種類、備品ナンバー幾つということで、1万円以上のものは、市の中では会計上の問題なのか、資産を棚卸しするのかわかりませんが、ナンバリングをして、管理をして、多分、市の所有物という形で管理していると思うので、政務活動費になったときに同じ基準でいいかどうかというのは別問題として、金額を1万円を超えるというのが、今市のルールと一緒にしているのであれば、例えば本を2万円のものを買って備品番号をつけて市で管理するといったときに、こういう本は、消耗品扱いの図書なので、変な話、私が議員でなくなったときにも、自分で消耗品として家でもしかして保管していても、そのときに必要なものの備品という形になると思うんですけど、1万円以上のものを備品という管理で今統一されているということであれば、本だけに限らず、今市のルールになっているところと切り離れた政務活動費の新たなルールが必要になってくるんじゃないのかなと、会計上というか、そういう資産管理の問題のところ、図書だけでなく、ほかのものも金額というところで、今現行市のルールに沿っている部分を活動費は別枠で新たなルールというのをすると、いろいろな部分が解決できるのかなというのが1点と。

先ほど食事代の話とか、会費の話だとか出たと思うんですけど、これは全体的に政務活動として、公務という形、いわゆる行かなきゃいけないから会費を払うというんですけども、公務として絶対行かなさいというお話でどこか会費の必要な会合に呼ばれた私は今まで記憶はないんですけども、公務としてというか、政務活動イコール公務なのか、どこまでを政務活動として認めるのかというところの基準を一個明確にすると、政務活動費が使えるのか、食事というくりではなくて、政務活動というものの新たな法改正があった中でのうちの議会の中での政務活動の基準というものをもう少し明確にするということで、その一個だけを取りただすのではなく、そこら辺を調整することが必要なのかな。

さっきのインクも話もそうですけど、何をもって政務活動で、何をもって政治活動でということ、ちょっとあいまいというか、いろいろな意味で。ただ金額については、さっき言った1万円というのは、備品というのは通常の資産管理のところに入ると思うので、そこについては本だけでなく、そういうふうに決めていかないと、また何か起きたときにこれはどうするんだ、これはどうするんだとなる部分があると思うので、あと代表者会議のほうで、会派でいろいろな使途について取りまとめをして出すようにという形で、きのう私も会派を通して連絡があったんですけど、それ以外にも特別委員会で何か出すことが必要なかどうかという、そこら辺は委員長どういうふうにお考えなのかなって。

○委員長（中間建二君） ですから、その点は冒頭申し上げたように、最終的には法律改正の内容もあるので、代表者会議で先行して議論し、また内容的にも代表者会議で結論を得ていくんですが、特別委員会としても、議題設定して議論してきた以上、ここでも一切議論しませんということではなくて、特別委員会の中でも、皆さん特に使途基準の緩和については、2巡目でやりたいということになっていますので、方向性が何らかの合意ができるものについては意見を出していただいて、報告書の中には盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○委員（御殿谷一彦君） まず2点ほど。

今和地さんがおっしゃったのは、1万円以上の図書も認めるべきだということでおっしゃったのか、備品として管理しながら購入も許すべきだというふうにおっしゃったのか、そうじゃないのか、その辺がちょっとわ

かんないで、その辺を後ではっきりさせていただければと思います。

私の意見としては、備品という購入しちゃうと、別に理屈としてはいいんですけども、後の管理が大変になってしまいますので、御殿谷が10万円で買った本をいつの間にかどこか行っちゃった。御殿谷どうしてくれるんだという話になりますので、これはちょっとあんまりやるべきじゃないかなと、事務方がすごい大変なことになっちゃうんでやるべきじゃないというふうに私は思います。

それから、もう一つ細かい話ですけども、電話代とガソリン代ですね。これは全くすべてを入れろとは言いませんけども、例えば交通費ということでガソリン代、月々、当然、領収書か請求書が要するという大前提ですけども、あるということが大前提ですけども、例えば1,000円だったら月々政務活動費から出してもいいんじゃないですかという話も、ちょっと私としては提案したい。電話代も1,000円だったら、1,000円じゃ絶対済みませんが、どっちも済みませんが、1,000円は政務活動費から出してもいいんじゃないですかというのをちょっと提案したいというふうに思っております。

○委員（和地仁美君） 私は、賛成とか、反対とかではなくて、自分が今まで備品に該当するものを購入したいというか、政務調査費で購入したいといったことがなかったので、購入したいという、今後起こるかどうかわかりませんが、さっき言ったように、御殿谷さんと私、全く意見実は一緒で、備品にすると、管理をしたときに、例えば私の場合は、自分が本当に必要だと思った本が高額で、自分の好きに使いたいんですよ、変な言い方をすると。家でも見たいし、もしかして議員をやめた後でも、それは自分の資料として手元に置きたいというふうになったときに、やっぱり使い勝手が悪くなる。逆に。金額が、認められている金額がオッケーになっても備品のままであったら使い勝手は悪いと思うので、もし備品ということの市のルールにくりから外せるというような余地があるんだしたら、金額は上げても事務管理のところでは問題ないんじゃないかなって思っているだけで、もし金額を上げるんだしたら備品というくりを特別なルールで議会の政務活動費で買ったものについては認めますみたいなのがないと、ずっと備品管理がついて回ったら、買えるチャンスと、それを維持管理する大変さというのをバランスしたときにどうなのかなというの思ったので、金額を上げるんだしたら、備品のルールというところも踏まえてやらないと難しいんじゃないかなという意見なので、上げる、上げないは、皆さんの意見がどれだけ出るかという決めていいと思うんですけども、そこを見落として金額を上げちゃうと大変だなという。それだけです。

○議会事務局長（石川和男君） 今現在の対象経費、対象外経費の中では、先ほどもお話をしたとおり、このような過去の議論を踏まえて、こういう形に表示はされておりますが、先ほどから御議論があります備品の購入については対象外経費になっております。過去の議員の議論の中で備品については、会派等問題があったり、例えば会派も、議員もいろいろ異動等もあり得るというようなこともあって、備品は対象外というようなことになったというようなことも聞いておりますので、今の御議論の中で、いや、そうじゃなくて、これからは政務活動費になって、いろいろ使い勝手が変わってくるんだから、基準をしっかりとすればというようなことの議論がされて、ある一定の議論の中で定まれば、また別の話ではありますが、今現在の経緯としては、そのような議論があったというようなことは聞いております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 先ほど来言わせていただいた金額というところで、1万円を超える場合は備品というふうに認識されるというところですが、ある意味、市議会のほうで2万円、3万円でも図書購入費だというような形のものをつくってあげれば、和地委員が言われているようなものは対応できるのかなというふうに思っ

おりますし、皆様がそれで納得できれば、代表者会議等でも、そういった話ができるのかなというふうには思っています。うちの場合は、月1万1,000円というような形ですから、基本的に備品というのは買えないというふうには思っておりますが、23区とか、ああいったところだと、ある意味、パソコンだったり、プリンターだったりというのが、政務調査費というようなところで買われているというような部分がありますので、うちでパソコンだ、プリンターだ、コピー機だをそうしろとは言いませんけれども、やはりある意味もう少し柔軟にできていいのかなということで、今出させていただいたのは、図書購入費というところでは、ちょっと大目に見ていただきたいというところで、代表者会議に、もし委員長のほうでまとめるときに、できれば他市の状況を踏まえたみたいなのを入れていただくと、当市だけの判断ではなく、他市ではこういうものもある。ああいうものもあるというのが見えてくると思いますので、その点のほうをよろしく願いをいたします。

○委員（尾崎利一君） 政務調査費から政務活動費に法改正があったということがあって、対象経費もその他の経費ということで拡大をされたということがあるわけですがけれども、私は基本的に飲食に使えるということにはすべきでないと思いますし、基本的に政務調査にかかわる経費に限定をしていくということで、そういう意味では、これまでどおりの扱いにすべきではないかということと、それからやはり市民の理解も得るという点では、厳格に支出についてはやるべきだと、ただ厳格にというのは、あれもだめ、これもだめではなくて、政務調査にかかわるものについては、きちっと認めるという意味も含めて、厳格な形で、例えばガソリン代等についても、実際にどこどこへ視察に行ったということがあって、そこが往復車で何キロですよ、1キロ幾らという定めにしておいて、それで支出をすとか、概算で1,000円までならいいとかという形じゃなくて、そういう形での支出にすべきではないかというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） できれば政務調査費がこういう形が変わっていくということでありますので、少し予算をふやしてもらいたいというのが、まず、現状であります。できれば、たとえ幾らでも、枠を広げていただくことによって、今のいろんな話も解消ができるのかなというのが、まず1点であります。

一つ一ついろんなものについて、今いろんな意見も出ましたけれども、そういうことが出ることによって、政務調査費のあり方みたいな形がしっかりとわかってくるのかなと思いますし、実際にはやっぱり1万円以上備品だということ自体も、これはちょっと検討していただきたいというのが、まず1点であります。

これから、いろんなことをすると、結構資料に関しても、何にしても、今電子系のいろんな資料にしても、1万円じゃとってもあれじゃない、まかりならんというところがいっぱいありますので、パソコンまで買えとはちょっと申し上げないんだけど、これは私なんか自分のほうでちゃんとあれで買ってほしいというふうに思いますけども、その他附帯するような、いろんな自分としての、要するに政務に関すること何かすることについては、僕はちょっと枠を広げるべきかなと思っております。だから、備品とするという考え方がちょっとどうなのかなというのが一つあれしていただきたいというふうに思っています。

それと、できれば、確かに議員の手引のほうのいろいろ使途の基準ということがありますように、私は対象外経費の中では、やっぱり確かに私これはこの順当なのかなというには思っているわけであります。

ですから、交通費といっても、もちろんガソリン代自体を常時幾らと決めて出すということ自体は、ちょっと私は疑問があるところでありまして、実際に調査していくと、そこに行ってどこからどこに回っていったんだという話になっちゃう可能性もあるわけですよ。

そうすると、変な話、ここからここまでがこうだったんだけど、その後に彼女の家行っちゃったやつもいる

かもしれないしね。そんなふうなことにもなっちゃうわけなんです。だから、ガソリン代とかということは、ちょっと私はこういうものは、どこまでが調査できるのかという話になりますので、そういうのはちょっとどうなのかなというふうには思っています。

あと、名刺云々というのは、やっぱりこれ、扱い方にもよるといふふうなことも先ほど来から出ていますし、ただそれは慎重性を持ってつくるには、例えば事務局を通して、それなりの名刺をつくってもらおうとか、今は何か選挙対策用の名刺みたいな、要するにリーフレットみたいな名刺なんかを小さくコンパクトにつくってなんてということなんかもたくさんありますから、これちょっといろいろ、どうなのかなというのがあるわけですよ。

ですから、私はこの対象外経費、ここに載っている126ページの、私はこれはこれで順当なのかなというふうには思っているわけですから、逆にこの対象経費のほうの中で、ある程度枠を広げるといふ部分の中で、少しあれしていただくといふようなことでどうなのかなというふうには思っています。

確かにここで一つ一つ、今いろんなものについて経費の内容についてはお話ができましたけれども、できれば、その中で検討していただくと、できれば調査費自体を私はぜひ代表者会議なんかでも検討していただいて、ぜひ議長にも頑張ってもらって、この枠自体を少し広げていただくと。我々が持てる裁量の中で、いかにどういふものを使って、やっぱり市民のために、それをどういふふうに尽くしていくかということは、我々最大の、これはもうどこへ出てくるのも、それなりのものを背負って出ていかなければ、やっぱりこれ、一つのあれには、研修にも何もありませんので、まずはそこがありがたいうふうには思っています。

○委員長（中間建二君） 1巡目の議論のときでは、政務調査費の金額については現状維持ということで1巡目ではそうなったんですが、ただ中村委員のおっしゃるような、いわゆる使途基準を広げて、使い勝手をよくしていくためには、やはりまた結局金額のほうにも考え方としては戻って来ざるを得ないんじゃないかという意味で受けとめさせていただきました。

なかなか、今さまざまな御意見ありまして、ガソリンなり、通信費なりという御意見もありましたし、また一方で、それはいかがなものかという御意見もありましたし、政務活動費に名称が変わる中で、今後はその他の活動費というものが入ってくるわけですが、この範囲を議会の中で決めなきゃいけないということがありますので、それも拡大するのはいかがなものかという御意見もある中で、特別委員会の中での報告書にどういふふうに盛り込んでいくのかとなったときに、なかなか今広げるべきだという意見と、そうでもないという意見もありましたので、どういふふうに表示していくかというところについては、ちょっと取りまとめが非常に今の議論の中では難しいかなというふうに感じました。備品についても、金額、今1万円以上のものが備品扱いになるので、備品を議会で設けるといふことについては、おおむね好ましくないということで一致したのかなと思ったんですが、備品の金額基準について検討するべきということについては、一定の合意があるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） これ大体の事務所が、おっしゃるとおり1万円というのが結構あると思うんです。社長さんたち何人かいらっしゃるから、事務基準みたいなやつが。これ決してうちの市役所、または市議会事務局が世間よりも小さく設定しているのではないというふうには私は認識しています。1万円と聞いたときも、そんなものだと私自身もちょっと思ったところもあるんで、その辺はちょっとよく確認して、それを、いや、うちは市議会として2万円にしちゃうとか、3万円にしちゃうとかということがちょっと、ただ単純に金額を上下できちゃうという問題ではないのかなという気がするんで、そこはちょっとよく事務的なところは調べて

いただいたほうがよろしいかとは思いますが。

○委員（尾崎利一君） 今のところについては、備品そのものの扱いを2万円、3万円にするというよりも、図書については幾らまでと、もしくは資料購入については幾らまでという形でのやり方になるんじゃないのかなと。備品を2万円とか、3万円とかとすると、ほかのものも含めてということになるので、と思うんですが。

○委員（御殿谷一彦君） とすると、2万円の図書は図書費として買ってもいいよというふうにした場合に、2万円は備品として扱えちゃうということでもよろしいわけですか。そういうことになりますよ。購入できるということと、備品として扱う、扱わないという話は別の話になりますから。

○委員（和地仁美君） 人の入れかえがあったり、そもそも政務活動費というのは、個人に補助が出ているんじゃないくて、会派に出ているものなので、関野さんはお一人で今やっているの、何か自分の価値判断で決めざるを得ないと思うんですけど、例えば会派の場合、価値判断というか何に使うかということですよ。でも、例えば私の会派は今3名いますけど、3名の中でどう使うかというものが政務活動費なので、さっきの備品の話で言うと、人の入れかえがあったり、組み合わせが変わったりするという、この現実の中では備品というものを新たに管理するというものが適しているか、適していないかということの議論だと思っています。図書については、例えば2万円、3万円でも買ってもいいともしするのであれば、議会の政務活動費で購入した図書に関しては上限幾らまでオーケーで、それは備品の該当とはしないみたいな、そういう形にするしかないのかなと。

ただ、できるかどうかというのは、会計の問題であったり、透明性の問題であったり、公平性の問題であったりということではクリアしなきゃいけないと思うんですけども、市の備品の基準と今一緒であるということが、多分皆さんの使い勝手の悪さだと思うので、そこまで議論して、議会の中で特別なルールをつくるかどうかというのは、ここで結論が出ないと思うので、そういう意見を特別委員会としては出すという形がよろしいのかなと思います。

○委員（中村庄一郎君） ちょっと今の発言はどうなのかと思ったのはちょっとあれなんだけどね。政務調査費自体は、行政側の調査費というのは、個人個人に月幾らというお金が出ているんだよね。（「基準はそうなんだけれども」と呼ぶ者あり）だから、基準はそうなんだよ。基準がそうなんだよ。（「3人いるところは3万3,000円」と呼ぶ者あり）そうよ。だから3万3,000円ということなんですよ。

だから、ただそれは会派に預けているだけという話の中であって、それを何を買おうかというのは個人の支出なんだから、個人個人で何買ったっていいんだから、それはそれで。自分たち一人一人が、だって受けている政務調査費ですから。（「会派で報告するわけだから」と呼ぶ者あり）いやいや、だから会派で報告するんだけど、物を何か買うのは会派の中で考えるんだけど、会派の中では、だれがどういうふうに言ったかというのは書いてないわけですよ。（「東大和市議会の会派に対して交付する」と呼ぶ者あり）だから会派に対して交付するんだけど、対象は一人一人なわけですよ。金額の基準がね。（「基準」と呼ぶ者あり）そうそう基準が。（「1万1,000円」と呼ぶ者あり）そうそうそう。わかるでしょう。だから、会派の中で個人個人が自分で決めたことを会派の中で買えばいいわけでしょう。（「それは各会派のほう」と呼ぶ者あり）それはだから会派の中の話だから、そういうことなんだよ。（「そうじゃない会派は」と呼ぶ者あり）そうじゃない会派はいるかもしれないけれども、それは、だけど会派の中で政務調査費というのはよく考えたほうがいいということを僕は言いたいだけの話。だから、政務調査費ということ自体で、一くりに、いろんなことを考えていくということになると、やっぱりそういうところは慎重性を持たせていかないと難しいのかなと。



○委員（和地仁美君） 先日、事務局で、あと、私の政務調査費って今まで自分で使った分もあるから、どれぐらい残っていますかねみたいな話を自分でも全部つけているわけではないですし、あんまりあれなので。

その場合は、そのときに回答されたのが、会派に支給しているものなので、個人個人の積み上げのあれはないですと言われたので、それは会派の中でのルール決めだと思うんですけども、基本的なこれをそのまま読み取ると、会派に支給をしているので、極論、全会派——例えば3人のお金1万1,000円掛ける12カ月掛ける3というのを何か大きいものへボンって会派としてこういうことをやりたいんだというので使うのも、そういう前提の中で3人いたら、それぞれでやりましょうというのは、各会派でルールで決めるという認識で私はいらなすけれども、それでいいんですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）だからパソコンも買えるんだよ、考えようによっては。（「今はだめです」と呼ぶ者あり）今はだめなんだけど、金額的には買える。（「どうまとめたらいって話なんで」と呼ぶ者あり）

○委員（関田正民君） 政務調査費から活動費になったわけですから、活動になったわけですから、やっぱり広げましょうよ。私はそうです。

○委員（関野杜成君） 多分広げようというところの意味合いが個々で違うのかなというふうに思ってます、私としては、今関田委員が言われたように広げましょうというのは賛成です。

ただ、広げるに当たって、もともとの対象外経費、ここまで広げるかという話にはなるんで、基本的には、これは皆さん入らないのかなと私も思っておりますし、もし、広げるに当たっては、これに入らない用途として新しく広げていけば、ある意味政務調査費が広がったという認識なのかなと私は思っていますから、ある意味広げるべきなのかなというふうには思っております。

○委員（関田正民君） 補足で。多分、会派に行ったと思うんですよ、アンケートのあれが、書いて出してくれと。だからそれに出せばいいんですよ、書いて。

ただ、委員会としては活動になったんだから広げようということになったと、あとは、みんなが書いてきたアンケートの中で、これも入れよう、これを外そうということになるんで、まず提出をすることですよ。それから議論だから、パソコンでも何でもいいんですよ、どんどんどんどん書いてもらえば、意見だから。それが補足です。

○委員長（中間建二君） そうすると、この特別委員会での議論の取りまとめといたしましては、余り賛否が分かれている、一致しないところまでも取りまとめができませんので、図書購入費や備品購入費について、弾力的な活用のあり方を見直すべきであるというところぐらいしか一致できないのかなというふうに理解したんですけども。

○委員（尾崎利一君） 公開のほうはどうでしょうか。政務調査費の公開について。

○委員長（中間建二君） 公開については、御提案があって、公開すべきでないという意見は今ないので、公開については、方向性として、そういう取り組みをしていくべきであるということについては、特段否定的な意見は、今ないので方向性は出ているのかなというふうに理解していますけれども。

○委員（関田正民君） 一般市民にも公開していますよね、来ればね。していませんか。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 政務調査費の情報につきましては、現在では議会事務局の窓口にお越しいただいたときに、そのままお見せするというはしておりません。ごらんいただくためには、情報公開請求していただく手続を踏んでいただいた上で、今は見ていただく形で今はやっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私は、情報公開請求すれば、市のいろんな資料も含めて見れるわけですけども、そうではなくて、議会の側から、そういう情報公開請求の手続を経なくても、市民が自由に見られるという状況に積極的に議会のほうから出していくというふうにすべきだというのが先ほどの私の意見です。

○委員（中村庄一郎君） あんまり話をもとに戻すとあれですが、政務調査費の件なんですけども、要するに、先ほどチラッとお話ししましたけれども、会派にということですよ。それを会派が管理するということやらしているんですけども、過去の諸先輩方の話を聞くと、要するに政務調査費は視察に行くために、皆さんそれぞれ使うということのほうが多かったんだということで、会派であるべきなんだというところがお話も聞いたことがあったんですよ。

そうすると、方向性がやっぱりそっちの方向というふうなことが、大体そんなふうなことの方向性ということで、ある程度の取りまとめが会派の中でされていたなんてということも、ちょっと諸先輩から聞いていたこともあったんですよ。要するに、まとまったお金を使わせていただくと、その中で、やっぱりあんまりこだわりがなかったという部分というのはあるのかなと思うんですよ。

今先ほども特別職の報酬の話も出しましたけども、議員の報酬という部分で、さっきちょっといろいろ、議員も、これから時代とともに、いろんな研修も、勉強も必要であると、そのために報酬がこうであるというふうな話をさっきしましたけれども、そういうことも含めていくと、やはり、これは別に会派に出すということを否定するわけではございませんけれども、それぞれの個人の、それぞれの裁量、それから個人の支出のいろんな、これの勉強だとか、そういうものも含めて、そういうのは、やはり各会派ごとにいろいろあるとは思いますが、できれば、そういうところも、少しこれから見直していく必要性がないのかなというのは一つあります。

ですから、そのところもちょっと一言添えさせていただいて、御検討いただいたらなというふうに思っているんですけどね。

○委員長（中間建二君） 会派への交付を個人への交付にすべきだという御意見でしょうか。

○委員（中村庄一郎君） 会派に出してもいいんですけども、それは会派間で話し合ってくれという部分も含めて、本当はだから、個人に本当は出してほしいのが私としては、考え方としては、それは会派が一切取りまとめてもらうのは一つかもしれないけども、できれば、個人個人へ本来は出してほしいというのが私の考え方の一つです。

それは窓口として、例えばそこは窓口として、例えば口座が必要なんですから、会派も口座にしてくれというのは、これは一つの手段かもしれないけど、実際にね、じゃ会派に出すからというんじゃ、1人を会派を認めるのかという人にも出しているわけですよ。そうですね。その人たちは、会派じゃなくても、自分たちの発想で、自分たちの自由なお金に、ごめんね、自由なって言っちゃいけない、規制があるんだけど使えるわけ。

だけど、例えば極端な話、何人もいる会派の中ですと、その中で調整をして、これにしようか、あれにしようか、視察といっても、視察に行けない人も出てきたりとかするわけですよ。そうしたときに、どうするのというのは、それは会派間で調整をさせていただいてはいるんですけども、その中では、やはりあくまで政務調査なり何なりということのお題のこういう予算でございますから、そういう部分は、やはりしっかりと本人なら本人のところにある程度届くという部分の中での、こういう細かい制約をやっぱりすべきのかなというふうには思ってるんです。

○委員長（中間建二君） 今の御意見のところは、まさに政務調査費の根本的なところにかかわってくるお話を

ので、何というか、特別委員会として、そういう方向に一致できるのかどうか、そういう意見があったということでもいいのか、少し議論したほうがいいかなと思うんですけども。

○委員（床鍋義博君） 私は、今中村委員がおっしゃったことに賛成をします。

私も会派に支給するという点で、前からちょっと疑問があったんですけども、会派ってやはりそのときに組みかえじゃないですけども、議員の任期中でも変わったりすることがありますよね。

そういったときに、やはり先ほど、そういうときに備品の問題が出てきて、備品って会派で買ったものだから、それは買えないんじゃないのという話になってくると、今度本末転倒になってきて、それが会派があるおかげで備品が買えないから備品買わないようにしましょうみたいなことになってくると、議員活動がそれで阻害されちゃうと違うんじゃないかなというふうには思います。

現状、もちろん会派に支給されて、支給の単位が議員1人当たり月額1万1,000円ということになって、その中で、今は議員の中で話し合っ、これは一緒に視察に行くから共同して出しましょうと。これ一つに関しては、私の場合で言うと、これ私参加しますが、どうですかと言って、私の一緒に会派やっている人間が参加できないからといったら、私だけが参加することになります。

そうすると、一身の専属的なものになるものに、会派のものを使っていいのかどうかという、すごく疑問がわいてくるんですよ。例えば前、政務調査費で裁判になった例で、たしか大学院の授業料が前問題となったときに、それって一身専属的なものじゃないですか、それたしか、でも判例ではたしか認められたと思うんですよ。もちろん今のうちの月額1万1,000円では、大学院に行けるような金額ではないですけども、仮になったとして、そうすると、一身専属的なものが認められるという状況が他市でもあるのであれば、これはやっぱり会派に専属するという使い方が絞られてしまうのは、ちょっとどうかなというふうには思います。

ですから、冒頭に申し上げましたとおり、今後は会派じゃなく個人に支給するという点に関しては賛成をいたします。

○委員（関野杜成君） 私、余り会派というものになったことがないんで、そこら辺が全くだったんですけども、ある意味、今中村委員が言われたのは、確かにそういうこともあるんだなというふうには思いました。地方自治法の100条のところに、普通公共団体は条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究というように書いてあるんですね、東大和市の条例としては、調査研究に資するため、必要な経費の一部として会派に対し政務調査費を交付することというふうに書いてあるんですよ。そういう意味では、条例にはこう書いてありますけれども、地方自治法というところから見ると、ある意味、言われたことというのは可能なのかなというふうに思っています。

ただ、それをどうするかというのは、各議会のまたは市町村の考え方になるのかなと。

そういう意見が出て、今聞く限り3名の方がそれに関してもいいんじゃないかと、議論するべきじゃないかというも出たんで、正直、私としては今までそういうフリーな状態だったので、余り考えてはいませんが、今後そういうことであれば、やはりそこも議論したほうがいいのかというふうには思っております。ある意味、賛成というところではあります。

○委員（和地仁美君） 私もまだ初めての期なので、いろいろとわからない部分もありますけれども、先ほど基本的には、私、個人に支給するという方向性も、ぜひ前向きに検討してもらいたいというのが一つです。

ただ、その後、うちの会派は、例えば大きい視察に必ず行ってみんなでやりたいというのは、その中で積み立てをするなり何をするなりとか、それはいいと思うんですけど、今のルールだと、選択肢が限定された中で

なっていますが、一人一人になると、後は会派の方針でどちらでもできるというのがあると思っていて、中村委員も先ほどおっしゃったように、やっぱり政務活動って議員に求められているものとか、活動の範囲というのは、やっぱり時代によって、結構大きく変わっていますし、先ほど先輩方が視察に行くためにという方向性もあったと、大分昔の話だと思えますけれども、そういう部分もあったというのと、今は全然時代が違うと思っていますので、ぜひとも、ここの委員会としては、もし皆さん賛同いただけるのであれば、個人に支給すると、その後は会派ごとにお任せするという方向性でいいのかなと。

あと、一つの政策として、会派の同じ意見があった場合は、それは会派でやればいいと思えますけれども、例えば同じ会派の中でも、この方は非常に教育に興味があるだとか、この方は非常に福祉のほうに、方向性で、それでやっていらっしゃるという方の場合は、同じ研修に行くということばかりではないと思うので、そういう部分も踏まえて（発言する者あり）うん、できますけれども、会派に支給するというよりも、個人個人の活動の補助という形の原則にのっとった形で、今回の条例を変えるのをきっかけに検討してもいいんじゃないかなというふうに思っています。

○委員（中村庄一郎君） なぜこういう話をするかという、例えば私もずっと会派を組んできてあれしているんですけど、例えば心半ばで会派を出られる方というのは、会派に来ている予算ということになりますと、これはその人は持って出られないんでしょう。（「いやいや、そのときに分離するんですよ」と呼ぶ者あり）分離するんでしょう。だから、結局持って出ちゃいけないんだけど、分離するわけなんだよ。結局、持って行かせるわけだよ。ということは、個人にかかわってきているものですから、だから、そのところを、そういうところで制約していることが自体がちょっとおかしいのかなと、まず一つね。

それと、そういうことの中であれしている中では、例えば今会派にこれだけの予算があるから、ファイルならファイル買おうって、私なんかファイルなんか要らないよという人もいるわけですよ。だけど、それをじゃファイルをみんなそろえなくちゃいけない部分とか、それがじゃ、いかに自分の政務調査費に、いかに振り返ってきているのかということになると、これはもう違う、まるっきり別の違う話になっていくわけですよ。

それと、あともう一つは、要するに来ている、これは我々議員として一番きちっといさめなくちゃいけないところなんだけれども、枠の中で持っていることだから何かに使おうよという話になると、幾ら幾ら余っているから、さっき言ったファイルでも買おうか、何でも買おうかって、それは、将来的に使うかもしれないけど、必要ないものまで例えば買ってしまうというような可能性もあるわけ。

ですから、やっぱり個人の支出の中で、きちっとそれをちゃんとしていくというふうな考え方、それはそれで会派に通帳をあれして、そこへ納めるのは一つの考え方かもしれないけども、あくまでそういうところの前提をつくっていただかないと、どうなのかなというふうに思うわけ。

○委員長（中間建二君） 今東大和市議会においては、会派に対する交付ということで条例上は定まっているわけですけども、今問題提起として、地方自治法上は議員個人にも支給できるわけだから、見直す時期に来ているんじゃないかという問題提起があったわけです。そのことについては、おおむね反対意見は出ていないようですけど。

○委員（御殿谷一彦君） 委員長がそっちのほうで話を進めようとしちゃっているので、私は反対です。

要は、まず第1点は、いろいろ中村委員のほう古いんで、歴史はよく御存じだと思うんで、私はそこがよくわからない、最初にこういう会派に支出するということを決めた経緯がまずあると思うんですね。そこをちょっとよく知りたいなというのが、まず1点。歴史ということで、まずそれを知りたいということ。

それから、もう一つ現状ということで考えたときに、会派ということで、それぞれ皆さん方いろんな主義、主張のもとでまとまっていると私は考えております。

そうしたときに、その会派に対しての要は政治活動費ということではいただいているというふうに私は考えています。

ただ、その割り振りを当然10人いる会派と2人の会派と同じ金額の政治活動費というのは、幾ら何でもそれはおかしいでしょうと、それをあくまでも頭で、いる人数で割り振らせていただきますよというのが、私は、自治法上云々という話は私とは別に、私の考えという形で言わせていただきますけれども、そういう意味で割り振らせていただいているだけの話であって、あくまでも趣旨は、私の考え方としては、会派に対してこんだけの政治活動費としてお渡ししますよというのが、本来の政務活動費のあり方ではないかなというふうに私は思います。

それはなぜかという、最初に言ったように、同じ目的、同じ主義、主張のもとで集った会派であるから、その人たちに対してのものではないかなというふうに私は思っております。私の考えです。

○委員（床鍋義博君） 御殿谷委員が今おっしゃった政治活動の本来の使い方、政務活動の本来の使い方ではないかっておっしゃったんですけど、私は逆の考え方で、私たちは選挙を受けるときに個人名で投票されて個人で当選しているわけですよ。

ですから、会派名で選挙を受けて、負託を受けているわけではないので、そう考えると、我々に与えられた権能というのは、あくまでも議員個人のものであって、その中で議会に入って、それから会派を組むというふうな段階なので、会派を組んだから、会派に与えられた政務活動費ということではないんじゃないかなと。

ですからこれはどちらかという、本来であれば、個人のほうがより合理的というか、もともと理由が付きやすいと言ったらおかしいですけども、本来の姿なんじゃないかなと思います。

その中で、本当に主義主張が合う人たちが集まってなったんなら、それはみんなでお金を集めてそれに使えばいい話であって、逆にそっち側の会派に支給されて個人ではないと言ったほうが、政務活動費としてのあり方としては、本来の姿を失っているんじゃないかなというふうには考えます。

以上です。

○委員（関田正民君） 私も、これはやっぱり個人にやるべきであって、個人の責任でやると。会派をつくった場合は、会派の中で話し合っ、こういうふうに使おうということで私はいいいんじゃないのかな。やっぱり会派じゃなくて、やっぱり個人ですよ。ひとり親方だっているんだから、現にそうでしょう。彼の場合は自由なわけですよ。言葉悪いけど。それでおれたちの場合は、じゃ、って。やっぱり、これはだからあくまでも個人なんです。それで会派組んだら、じゃ、みんな使おうって、そのときに使えばいいんですよ、みんな自分のお金で。政務活動費で。

だから、やっぱりこれはあくまでも、会派を消して個人にすればいいことであって、それからさっき先輩が言ったということで中村さんが言ったんですけど、視察に行くときに、会派を組んだときに使いやすいじゃねえかということも言った先輩もいるということ。（「そういう話もあったというだけの話」と呼ぶ者あり）だから難しい意味はないんですよ、これ。結局、みんなでもめねえようにしようと、昔は今の時代と違って、大体会派組むものだと思っていたから、今時代が違うでしょう、みんなやっぱり。党派に入っていない人もいるし、入っている人もいるし、だから、やっぱり今の時代にあったんならやっぱりこれは個人にすべきですよ。個人の責任でやるべき、それで残ったら当然返しゃいいんだから、使わなきゃ使わないでいいんだから。こ

れは個人の責任でやるべきだと私は思いますね。

○委員（中村庄一郎君） 私も御殿谷さんの今の発言は、私は全然まるっきり反対でございましてね。じゃ、会派へ政務調査費を落としたから会派が育てるんですかということに、話になるわけですよ。調査も全部会派でまとめるのかって、僕はそれは違うと思う。22人の議員がいて、その中で政務調査費というのがあるわけですからね。それを会派を一くくりにして、政務調査費をそれで使うんだというやり方は、私はもう道から大きく離れているなということが、まず一つ。

それで、それは当然どこが前提であったかというのは、やっぱりこれは事務局で調べてもらって、こういう形に、経緯になったことは、どういうふうな形なのかというのは、やっぱり調べてもらう必要性はあると思います。あくまで、それは一人一人月幾らというふうな計算の算出の方法は、それはそれで一つかもしれないし、確かにいろんな経緯があってこういうふうになったんだと思いますけれども、やはり22人の議員が、一人一人がやっぱりちゃんとした政務調査ができて、それでいて、この中でいろんなけんけんがくがくをやるのが、やっぱり市民に対しての一つの我々の力だと、私はそう思っていますので、それを会派へ落として、会派の中でそれをを使うんだというふうな方法は、私はどう考えても、私はちょっと納得がいかない問題だなというふうに思います。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 詳しいのは、もう一回事務局にちょっと調べていただくことにしたいと思いますけれども、政務調査費ができたときは、まだできる前の段階というのは、海外視察というくくりで行われてきたもの、これを先ほどあった13年ですか、そのときに政務調査費としてやるために、さまざまな議論を経て、こういう政務調査費というものにしたわけですので、この段階ではまだ、当時私が委員長をやっているときには、他の自治体で、やはりガソリン代を例えば30%出すとか、政務調査費でさまざまな問題が出ていた時期だったんです。その中で、やはり政務調査費として市民に納得いただくためには、やはり会派にということを経前前提にしたことで、会派という形になっているんだと思いますので、その流れが大きく来て、今現在政務調査費ということで、各個々に分かれてきたということがありますから、時代の変遷とともに、それをどうこれからしていくかというのは十分議論していく必要がある。地方自治法では会派及び議員という表現になっておりますから、ここはやはり、その辺をどう解釈してやるかというのは、これから十分考えていく必要があるんだと思います。

ただ、やはり税金ですので、使途についてしっかりした、議員個人個人がしっかりとした思いの中でやっていただかなきゃいけないんだと思っておりますので、今後いろいろ議論いただいて、また決めてまいりたいと思います。結果では、そういう流れがあって各会派に政務調査費として出すようにしたことで会派としておりますから、これは議論してまたやっていけばいいということだと思えます。

○委員長（中間建二君） 今政務調査費の使途基準の問題で、さまざま御意見いただきましたけれども、ちょっと議論が分かれているところもございまして、常々申し上げておりますように、特別委員会としての報告書としてどう取りまとめていくかということがございますので、きょうの段階では、この項目、取りまとめをしないで先送りさせていただきたいと思えます。

ポイントとしては、いわゆる使途基準の緩和の問題で、備品購入、図書購入の取り扱いをどうするかということが1つと、それから2つ目には、政務調査費の活動の公表の問題について、どのような形でとり行うべきかということと、それから3点目として、今条例上は会派に交付をしているわけですが、また報告義務も会派に課されているわけですが、問題提起として、議員個人への交付をしてはどうかということの問題提起

でございましたので、これも今度政務調査費の条例そのものが大きく改正しなければ、もしそのとおりやるとすると、条例そのものを大きく変えなければいけないということもございますので、最終的には代表者会議での結論にはなるとはいえ、特別委員会として、一定の方向性が出せるものなのかどうかということで、今意見が分かれておりますので、この3つを論点として、再度この項目については議論する場を設けさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 0時 1分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、ここで今後の予定につきまして、御協議をお願いいたします。

初めに、議会報告会の視察についてでございます。

昨年11月にも視察を行いました所沢市議会の議会報告会が11月10日土曜日の午後2時から所沢市立狭山ヶ丘コミュニティセンターで行われます。

また、多摩市議会の議会報告会が11月15日木曜日の午後2時から愛宕かえで館で開催をされます。

つきましては、この2回につきまして委員会として視察を行いたいと思いますが、この点につきまして御意見をお伺いをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） よろしいでしょうか。それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、視察を行うことに決定をいたします。

それでは、ただいま決定されました所沢市議会及び多摩市議会の議会報告会を視察するために、会議規則第96条の規定により、お手元に御配付のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、所沢市議会の議会改革の取り組みに関する視察についてでございます。

議会改革の取り組みについては、昨年8月に多摩市議会の視察を行いましたが、最終報告に向けまして、所沢市議会の議会改革の取り組みを視察したいと考えております。

視察の日程につきましては、先方の御都合を事前に伺ったところ、来年1月8日火曜日から11日金曜日の間であれば、受け入れ可能とお話をいただいておりますので、この件につきまして御意見をお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） もし御意見がないようであれば、この8日から11日の4日間の中で、今後日程調整をさせていただきます。所沢市議会の議会改革の取り組みについての視察を行わせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、視察を行うことに決定をいたします。

詳細につきましては、後日決定をすることとさせていただきますと思います。

---

○委員長（中間建二君） 次に、専門的知見の活用についてでございます。

専門的知見の活用につきましては、12月までに2巡目の議論を終え、論点整理ができた上で、年明けに行うことと予定しておりましたが、準備を考えますと、そろそろ具体的な内容等につきまして決定をしていく必要があるかと考えておりますので、皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

また、正副委員長におきまして、この活用のあり方について調整をさせていただきましたけれども、案として御提示させていただきたいと思っておりますけれども、講師に竹下譲先生、現在拓殖大学の地方政治センター長を務められておられて、全国の自治体議会政策学会の会長も務められておられて、著名な先生でございます。この方を講師としてお願いをいたしまして、議会として、この特別委員会のみならず、全議員が参加できる形での講演会形式のような形で議論ができればと考えております。

また、できる限り多くの市民も傍聴なり参加ができるようなことも検討してはどうかと考えておりますけれども、この点につきましても、皆様のほうから御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

○委員（関田正民君） 講演、講師は賛成です。全議員に勉強してもらうことも必要だと思います。

ただ、私は市民は関係ないと思います。これは議会の問題であって、市民対象にやる問題じゃないと私は思います。私は市民は要らないと思います。

○委員（御殿谷一彦君） できれば、いつも全員協議会の多分、部屋でやるような形をとっていたと思うんですけども、傍聴も可能だというふうにしてもよろしいんじゃないかと思うんですけども、特に、ハミングだとか何とかという、あんな大会場でやるんじゃないかと、一応公開はしています、何とか、公に一応開かれてはいますよという、見に来てもいいですよみたいな形の、宣伝をするかしないかはまた別問題で、普通の会議の一環として、こういうことを議員でやりますよ、傍聴も可能ですよという形でのやり方はできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○委員（関田正民君） 反論するわけじゃないんですが、今まで議員研修、いわゆるこれも議員研修ですよ、一つの。公開したことはないですよ。じゃ、なぜ、私が聞きたいのは、あり方委員会だけの講師を呼んで、なぜそのときだけ市民を入れるのか、逆に私は聞きたいですね。なぜ呼ぶ必要があるのか。だったら今まですべてやればいいじゃないですか。今回だけやるというのは何か意図があるんですか。市民に聞いてもらいたい何か意図があるわけ。違うでしょう。だって、議員の研修でしょう。議員研修ですよ、これ、一つの。だから、私は何も市民を呼ぶ必要がないというのは、そういうことです。傍聴させることもない。

○委員長（中間建二君） 専門的知見の活用で、要は、この委員会の今活動として専門的知見の活用を御提案しているわけですね。それでやり方として、例えばこの委員会のこの場に来ていただいて議論をするという形も一つ考えられますし、それから今御提案しているのは、せっきくの講師なので、それだけではもったいないので、一つは全議員が勉強できるような形にしたほうがいいんじゃないかということの御提案とともに、それから委員会をやっている以上、公開でやっているわけですから、傍聴はできるわけですね。委員会としての活動としては公開でやっているわけですから、傍聴もできるし、議事録も当然残っていくわけですから、あえて多く幅広く市民を巻き込んでということではなくて、委員会としての公開の中でやっているというスタイルを、これは委員会では当然、委員会も、本会議も傍聴できるわけですから、そのあたり、逆に傍聴ができないというような取り扱いについても、逆におかしいんじゃないかなというふうに受けとめているんですけども。



(関田正民委員「いずれにしても私は反対です」と呼ぶ)

○委員(中村庄一郎君) この件については、委員長と私、私はペンディングということであれさせてもらっていただけなんですけども、私も実は関田委員の言われるとおり、私も実はこれは市民という、傍聴自体もどうなのかというのがあります。

というのは、専門的な知見の活用のために我々が研修するんじゃないんですか、これ。そういうことです。

私はちょっといつも思うんだけど、開く、開くというけれども、専門的な知見の活用は、我々がまず勉強しなくちゃいけない部分のところの講演をいただいて、私は次の段階だと思うんですよ、何をやるにしても。ですからそこへ市民を入れてというよりも、また逆に、我々はもっと活発にいろんなことをやりとりする。私は逆にいないところでも、何でもかんでも、我々の意見をどんどんどんどん交わしながらやっていくのが私はこの委員会だと思っているんですよ。この委員会のあり方というのは、やっぱりその先にあるんじゃないかと思っているんですよ。それを準備の段階で、常に市民を巻き込んでとか、こういうふうにやっていくこと自体は、私はそれがこの委員会のあり方の先にあるものに対して先進的にやっているんだという考え方は必要かもしれないけども、この委員会の先にあるものに関しては、今の段階では専門的な知見で、我々がともかくけんけんがくがくでやろうよという中で、講師を呼んで、いろんな質疑応答もさせてもらいながらするんであれば、私は多少、傍聴という形では、これは理解をもらわなきゃしょうがないのかなという部分というのはあるかもしれないですけども、私はやっぱり我々委員と、それから議員も含めて、議員の研修として、やっぱりしっかりとしていくべきなのかなというのが、まずありますので、そういうことです。

○委員(尾崎利一君) 私は、やり方いろいろあると思うんですよ。それこそ大勢呼びかけてきてもらうという方法もあるのかもしれないけれども、少なくとも委員会で専門的な知見の活用ということでやって、せっかくの機会だからほかの議員にも、拘束というわけじゃないでしょうけれども、できる限り参加をしてもらってやろうというのはいいことだと思うんですけども、もちろん会派に戻って議論はされていると思いますけれども、直接やはり一緒に勉強してもらおうというのはいいことだと思うんですが、いずれにしても、委員会としての専門的な知見の活用ということが基本ですので、傍聴をあえてそこで制限するという理由はないんじゃないかと、通常どおり傍聴者はいるということでやるということが自然な流れなんじゃないかなというふうに思います。

○委員長(中間建二君) ほかに御意見ございますでしょうか。

できれば、講師の都合等もありますので、日程等につきましては、できる限り調整がつけられればと考えております。開催方法につきましては、その開催方法につきましても、皆様のほうから御意見をいただいた中で決定をしていきたいと思っておりますので御発言いただければと思います。

○委員(関野杜成君) 実際のところ、委員会としてやっぱり先生に来ていただいてというところなんで、別に市民をというようなくりを考えないということから入ったほうがいいと思うんですよ。ある意味、別に宣伝もしなくてもいいですし、呼びかけもしなくていいと。ただ、今いろんな方の委員のお話を聞いていて、その先生と議論をするときに、もし市民の方がいないほうが議論しやすいとか、そういうことがあるのであれば、私は逆に入れないで議論していただいたほうが、もっとしっかりした勉強会にはなるのかなというふうには思っております。

ただ、ある意味委員会としての勉強会、全員協議会ではなく委員会としての勉強会なんで、告知もせず、何

もせずというような形で、ただ傍聴、来てしまったらしようがないというような、そういうところでの考えでいいのかなと。ただ先ほど言ったように、しっかりと議論して細かいことまで聞きたいというところであれば、それがいいほうが聞きやすいということであれば、そちらのほうがいいのかなと。余り市民に対してというところでの勉強会ではなく、あくまでも議員としての、やっぱりそういったものを勉強する場というのを基本的に物事は考えていったほうがいいのかというふうには思っています。

○委員（和地仁美君） また全部2巡目終わったら報告会やるのかなと思っているんですけど、これやはり例えば所沢市とか多摩市とか視察に私たちだけ行ったりしますよね。これも講師の先生に来ていただくというんじゃないで、もしどこかに聞きに行くというんだったらどうなんだろうというふうに思ったときに、自分たちの知識を深めて、よりよい結論を持っていくために活用するという考え方でいると、先ほど関野さんがおっしゃったように、基本的に何か公開して市民の方に呼びかけて何かをやるという目的ではないものなのかなと思います。ここに来ていただくから、せっかくだから、ほかの議員にも聞いてもらおうというふうな話にもどんどん広がるんですけど、これどっかに聞きに行くという、もし場合だったら、どうだったんだろうという、それは、もともとこの先生のお話を聞く目的ですよ。目的というところに立ち返ったところで、やっぱりまだ市民の方に公開をするしないというところで、どうして公開をするんだろうというところを知っていただきたいとか、何かそういうことがあるのであればあれですけど、今回勉強というところに集中しているのであれば、そこに集中したほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 私、余り先例、先例って好きじゃないんで、どっちかといったら破るほうなんであれなんですけど、これまで議員研修会等で講師をお呼びしたときに、一般の市民の方をお呼びして、呼びというか、傍聴とか許可とかあった経緯とかがあるのかなと。もし仮にそれがあるのであれば、別に今それを禁止する理由もないのかなと思うんですけど、もしそれがなく、今回特別に傍聴を可能にするということであれば、やはり先例を覆すだけの明確な理由がないとできないんじゃないかなと思うんですね。何となく今の議論でいくと、せっかく講師の方が来ていただけるんで、全員協議会でやるんだったら、ついでにといたらおかしいけど、一緒に見てもらったらどうですかぐらいの感じです。そうすると、先ほど和地委員が言ったように、これがどこかに視察のほうで行くというふうになってくると、やっぱりその中に市民を入れて一緒に乗せてということには議論にはならないと思うんですね。

ですから、そういったことを御殿谷委員がそれを提案されたということであれば、もう少し明確な、それを前例を覆すだけの理由があるのかなというところをちょっとお聞きしたいなと。まず1つは前例があるのかどうか、そういう公開したことの先例があるのか。2点目が明確な理由という2つ。

○議会事務局長（石川和男君） 過去の例といいますと、今年度は議員研修会は予算計上しておりませんが隔年ということで、今までの例ということで、東大和市議会の議員研修会で講師をお呼びしたときには、庁内の職員は参考として列席を末席に入らせていただいたという経緯はありますが、内容的には、議員の研修ということで、その他の職員以外はいらっしゃらなかったかなというふうに認識しております。

今回、過去の経過とえば、そういうことになろうかと思えます。記憶の中ではですね。それとこちらの委員会の中で、今回あり方調査特別委員会の中で、今議論が途中でですけども、委員会ということで開催するという形になれば、先ほども御意見がありましたけども、傍聴は公開かなというふうなことの認識は持っておりますけども、今一部御意見が分かれている部分がありますので、その辺のところは議論の中の範疇かなと思えますけども、以上でございます。

○委員長（中間建二君） 専門的知見の活用ということで御議論いただいているわけですが、委員会の要は参考人として専門家に来ていただくという流れの御提案で、どういうやり方がいいのかということについて、皆様から御意見をいただきたいということでございます。

それで、具体的なイメージで言いますと、今ここで特別委員会として議論しているわけですが、この場に、このテーブルに参考人として来ていただいて意見を言っていただき、専門家としての意見を言っていただき、それに対してこのテーブルで意見交換をしていく、議論していく、この委員会と同じ運営をしていただくということが一つ考えられると思うんですね。プラス全議員が傍聴しやすい、もしくは本来的には委員会の運営でも委員外議員として委員長が許可して、皆さんに諮って皆さんが同意できれば発言ができるわけですから、それをしやすい環境ということを見ると、この狭い範囲よりは、全員協議会室のような形で部屋を拡大をして、この委員会を運営していくということが考えられるかなというふうに考えております。

それでプラスアルファとして、そこに市民も入れるのかどうかということに対しては、今皆さんおおむね否定的な御意見でございましたので、そこまではやらないにしても、委員会の運営として、この委員会室を中心にした、今と同じこの形態で専門家に来ていただいて、委員会の中で発言をいただき議論をするというやり方をとるべきか、それとも先ほど申し上げたように、全議員が恐らく関心非常に、議会全体にかかわることなどで全議員が関心のあるテーマだということを考えると、この委員会室のあり方、形態を全員協議会室ぐらいの部屋にしてみなさんが、全議員が参加できる、しかし配席がいつもと変わらざるを得ないと思うんですね。基本的には、この特別委員会の委員さんを中心にしたテーブルの配席なり、その後ろに委員外議員としての他の議員がいらっしやると、こういう形の中で、この特別委員会を運営をしていくというようなイメージでとらえているんですけれども、いかがでしょうか。

○委員（関田正民君） 演題は何ですか。先生が来る、話す演題は。

○委員長（中間建二君） ですから、専門的知見の活用については、この特別委員会の議題、まさに議題設定であります市民に開かれた議会のあり方、それから議会基本条例の調査検討、この2つが特別委員会の議題でありますので、この2つについて現状、最終的な取りまとめの中で専門的知見を活用していきたいということもございますので、これまでの中間報告と、それからこの仮に竹下先生に来ていただく場合には、竹下先生にそのときまでのこの特別委員会での議論の状況を事前に見ていただいて、専門家として、この2つの議題設定に基づいた御意見をいただき、それに対して質疑応答、議論をするということが、最終的に、目的はこの議題に沿った形の中で特別委員会として報告書をまとめていく、一定の結論を得ていくということが、目標、目的でございますので、そこに至るまでの一致しているものと、それからそれぞれの議員さんがそれぞれの視点があるかと思っておりますので、それぞれの視点に基づいた質疑なり、議論なりを行うという形になろうかと思っております。

○委員（関田正民君） そうなればなるほど、いわゆる今までどおり、議員と職員、希望があれば。それでその中で全協室でもやって、ここじゃなくてね。それで質疑応答したほうが、私はそれが自然だと思う、やっぱり。

それから一つ、問題によっちゃ、本当は一番最初に呼べばよかったんだね、方法としては。方法論がわかるから、本来の。もう終わろうとしているときに、それはいいんだけど、そう思います。

○委員長（中間建二君） それから今関田委員がおっしゃったのは、いわゆる議員研修会のイメージでおっしゃっていたと思うんですけども、ここで言っている専門的知見の活用は、特別委員会の議論の中での一つの手法として、委員会の議論の中に専門家に入っていただいて、専門家の視点を委員会の中で述べていただき、

それに対して、質疑応答、議論をするということでもあります。

○委員（関田正民君） 委員長の言ったように、それは自然なんだけど、おれ入れないと思っていたから、議員がここの部屋へ。だから、結局向こうでやるということになっちゃう。そういう意味で言ってます。どっちだって入れないと思ったから、この中へ。

○委員（尾崎利一君） 委員会の活動としてやるということになると、委員会条例で委員会は公開はされているんですよ。

ですから、傍聴はあえて傍聴をできないというふうにするためには、秘密会にするという議決をしないとできないんですよ。いや、委員会条例でね。だからこの委員会として専門的知見を活用してやるということになれば、当たり前にもその場は公開になるというのは当然の理解になるのではないかと思いますし、私はあえて秘密会にする理由はないと思いますので、委員長の提案のようにやるべきだというふうに私は思います。

○委員（和地仁美君） 私先ほど言った意見は基本的には変わらないんですけども、ただ逆に、先ほど委員長から改めて御説明があったように、例えばこのどちらかの席に専門的知見を持たれた方に参考人的に来ていただくというような意味合いのことであれば、毎回例えば全議員にもいつ特別委員会が開かれますってファクスでいっているわけですし、あそこの入り口のところにも、市民の方にもあり方委員会はいつですとか、いろいろ普通に発表されていますよね、公表。

だから何となく、そのまま粛々と、その流れの中で先生に来ていただくというようなことであれば、こんなにいろいろと話しなくてもよかったんですけど、そこに何か市民の方も呼びましようとか、ほかの議員にも改めて大きく呼びかけましようみたいな、何か違った会の意味合いみたいな感じになると、やはりそこは考えなきゃいけないという気持ちにさせられるんですけども、通常のこの会に先生が来るだけなんですという位置づけであるんだったら、余りここまで、要するに先ほど何か意図があるんじゃないかという御発言がありましたけど、普通の流れの中でやるんだったら、普通に今委員以外の議員も今傍聴している方1名毎回来ていただいていますけれども、そういうような流れの一つなんだという認識であれば、こんなにあれする必要もないんじゃないのかなと思いますし、何か特別な会です、もっと全議員に参加してもらって意見をというようなことなのか、今まで私たちは1年以上もこうやっていると勉強して、こうやった中の最後のところでのということであると、やっぱり何だろうな、何か認識というか、いろいろな経緯をやっぱり踏まえて話を聞くという部分と、急に傍聴に来られる議員の方とではまた違うと思いますし、そもそものその会というか、先生を呼ぶ位置づけというのが、ちょっと何か特別な会みたいな感じになっちゃうと、やっぱりそれは特別なやり方をやったほうがいいと思いますし、どうなのかなと今話して思っちゃったんですけども。

○委員長（中間建二君） ですから、そもそもスタート段階で申し上げているのは、専門的知見を活用することによって、専門家にこれまでの議論と、それから専門家の視点を委員会の中で述べていただくことで、最終的な報告書、また論点整理をしていく中での合意を一応得ていきたいというのが一番のねらいですので、議員間での当然議論積み重ねた中で一定の報告書、中間報告とプラスアルファ最終的な報告書に向けての形みたいなものは、専門家に来てもらえる前にできるとは思いますけれども、最終的な報告書を取りまとめるに当たって専門家の視点も生かしていきたいということで専門的知見の活用をスタートの段階で提案をして皆さんに御了解いただいて準備をしてきたという中で、今講師については、竹下先生が日程的に2月11日以降であれば対応ができるという時点でもありますので、具体的なやり方については、皆さんから今意見をいただいて最終的な形を決めていきたいということで今意見をいただいているわけですので、ちょっと私のイメージでより多くの議

員も参加ができる、また、せっかくの機会なので、広く市民にも参加してもらってはどうかという思いもありましたが、そもそもの専門的知見の活用のねらい、目的から考えると、この議員の中で、この委員会の中で発言をしていただくべきではないかということの御意見だというふうに受けとめましたので、そのような方向で一致ができれば日程等も含めて決定をしていきたいというふうに考えております。

ですから、どうしても私がイメージ的に欲張って多くの議員、またせっかくなので広く市民にもという思いもありましたが、皆さんの御意見としては、おおむねこの特別委員会の中での最終的な報告書をまとめるに当たっての専門的知見の活用ということであれば、この委員会の中での発言なり、議論なりという形でお呼びしてはどうかというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） もともと専門的知見の活用ということで、さっき委員長が言われたように、ごめんなさいね、私と関田さんは後から変わったのであれだったんですけども、そういう形で、この委員会の中にそういう専門的な方をお呼びしてやるということは、もう事前に前提であったわけですね。

○委員長（中間建二君） 2巡目の議論をスタートするときにはスケジュールを皆さんに御提示をして、皆さんに決めていただいた中に、おおむね12月までに2巡目の議論を終えて、1月の段階で専門家に、地方自治、議会改革に対する専門家に入っただいて専門家の視点も、専門的知見を活用して聞いてみましょうと、最終的に2月に論点整理をして、3月に報告をしていくという。そういうスケジュールを、これは2巡目の議論のスタートの段階で皆さんにお諮りして決定をしたスケジュールということで御理解いただきたいと思います。

○委員（中村庄一郎君） そういう形でされるということは、皆さん御理解のもとで今このあれは進んできたんですね、まずはね。まずそういうこと。

もともと、そのときの内容では、やっぱり委員会の一つの結論という形で、いろんな形で出していこうというふうな形には、やっぱりこういうところの専門的な人が必要だろうということでやったわけですね。それはそれで委員会の中というのを一つの活用としてやっていくんだということだから、それはそれで私は委員会でやるべきかなというふうに思っているんですね。

ただ、せっかくですから、大分費用もかかるようなので、当然それは議員まではやっぱりちょっと来ていただいて、それを見ていただくのも必要になるのかなとは思っています。

ただ、あとそのやり方、方法については、余り今の委員会のやり方、これはまた後々で検討してもらおうだろうと思うけれども、今の委員会のやり方で、それこそこれだけの先生が来ていただいて十分に使い切れるのかどうか。使うという言い方は失礼かもしれないですがね。やはりそのところはやっぱりこれから検討していくべきじゃないかなと思うんですね。

やっぱりある程度の講演みたいなことをいただいて、実はという、例えばこちらの資料も事前にお届けしておいて、それで今こういう議論になってきたみたいだけど、私としてはこう思う、ああ思うとかというのができたりとかして、やっぱり時間の活用と、それからやっぱり費用を捻出するんですから、我々は費用対効果をしっかりと見なくちゃいけないなという部分はあると思うんですね。

そういう部分のことを考えると、やっぱり委員会としての今までの流れのような形でやっていくというのが僕は一番いいスタイルかなというふうに思うんですね。会場はここじゃなくてもですね。ですからやっぱり大きく市民に広げること自体は、ちょっとどうなのかなというのが、まず一つ。それからそういうことのお話の内容の中で、今まで決めてきた中でそういう前提があったことということでありますから、私はそれでいいのかなと思うんですけどね。あと、やり方については何度も言うようですけど、それはやっぱりこれだけの先

生ですから、うまく活用していただいて我々もうまく知恵を引き出すということができればいいのかなと思う。

○委員（尾崎利一君） 委員長が当初イメージされていたような市民にも呼びかけて学習できればいいと私は思いますけれども、ただ委員会ですることですから、一致できるところでやっていくということだと思いますので、私は中村委員の提案されたように、会場はここでなくても基本的には委員会の専門的知見の活用ということでやればいいと思います。

○委員長（中間建二君） 開催方法については、今中村副委員長、また尾崎利一委員のほうで、特別委員会の委員会の中での運営の延長でということでの御発言がございましたので、おおむねそのような御意見として承りました。

それで講師の都合もありますので、できればきょう2案ぐらい日程を確保させていただきたいと思いますが、余り3月に近いと議論もできない、意見集約も難しいということもありまして、最終的に3月定例会での報告書の取りまとめということがございますので、なるべく2月11日以降で早い時期に開催をしたいと考えておりますけれども。

（和地仁美委員「何かさつき12、13、14がだめとかって」と呼ぶ）そうですね。それで、その前提として竹下先生のほうで2月11日以降で対応できない日として、12、13、火、水と、それから19、20の火、水が対応できないということがございます。

暫時休憩いたします。

午後 0時39分 休憩

---

午後 0時42分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、専門的知見の活用につきまして、さまざま御協議いただきましたけれども、講師については、冒頭申し上げました竹下譲先生にお願いをするということで、開催方法としては、この特別委員会の委員会の議論の中に参考人として入っていただき専門的知見を活用していくということで御理解をいただきたいと思います。

また、開催場所については、この委員会室もしくは全員協議会室を活用する。

日程については、2月14日の午後を中心に先方と調整をさせていただきたいと思いますが、さらなる詳細につきましては、後日決定をさせていただきたいと思いますが、今申し上げた形の中で調整をさせていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） これをもって平成24年第14回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 0時43分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二